

2024年4月30日

会員各位

静岡市葵区黒金町5番地の1
静岡県労働金庫
理事長 増田泰孝

所在不明会員を除名する件について

拝啓 春暖の候、日頃は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫は、2024年6月24日(月)に開催を予定する第72回通常総会において、当金庫の定款第17条の規定に基づき、長期間所在が不明である会員（以下「所在不明会員」といいます。）の除名決議を行うことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、所在不明会員に該当することにお心当りのある方は、2024年6月3日(月)までに、本人確認書類と出資証券および代表印（お届出印）を当金庫本支店の窓口にご持参のうえ、届出住所の変更等の手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 「所在不明会員」とは、次の要件のいずれにも該当する会員とします。
 - 継続して5年以上当金庫の事業（各種預金・融資取引等）を利用していない会員
 - 当金庫が行った通知または催告が5年以上継続して到達しなかった会員
- 労働金庫法および当金庫定款の定めるところにより、除名対象会員の方は、総会において弁明をすることができます。
- 除名により脱退された会員の出資金払戻しについては、当金庫本支店の窓口までお越しください。なお、ご来店の際には、あらかじめご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

以上

【お問合せ先】

静岡県労働金庫 総務グループ

TEL : 054-221-6100